

# 在中国日本国大使館での勤務 —大規模在外公館で見てきたもの—

審査第一部自然資源 審査官 袴田 知弘

## 抄録

本稿は、在中国日本国大使館での3年間にわたる勤務経験を通じて得た筆者の知見を紹介するものである。在中国日本国大使館は数多くの在外公館の中でも極めて大規模なものであることから特異な状況が成立していると思われ、本稿はその点について特に掘り下げた紹介を試みる。

まず、「外交官」及び「在外公館」に関する基本的な知識について説明する。

その上で、在中国日本国大使館の状況について説明する。特に、経済部に属する各省庁からの出向者が、どのような役割分担で業務を進めていたかについての説明を行う。

また余談として、中国において長らく続いてきた、酒を介したビジネス慣習の現状についても報告する。

## はじめに

私は2014年4月から2017年3月までの3年間、北京にある在中国日本国大使館（以下「在中大」と省略させていただきます）に出向しておりました。このたび特技懇誌において当時のことについて執筆させて頂く機会を頂戴しましたので、僭越ながら諸々ご紹介させて頂きたいと思えます。

本稿では、以下の内容について書かせて頂きました。

1. 外交官とは
2. 在外公館とは
3. 在中大経済部について
4. 在中大経済部で経験した業務
5. 余談 酒を介したビジネス慣習の現状

中国の知財動向等についてはあまり触れておりませんが、そういった向きの話を期待して頁を繰られた方におかれましては平にご容赦ください。

なお、本稿は私の個人的な知見に基づくものであり、いかなる組織の公式見解を示すものでもないこととお断りさせていただきます。

## 1. 外交官とは

特許庁には、私の他にも在外公館に出向した経験

をお持ちの先輩が何人もおられます。しかしながら多くの読者の方にとっては、「外交官」や「在外公館」といった言葉にあまり馴染みがないのではないのでしょうか。実際、私が北京に赴任していた期間中の立場は「外交官」に当たるのか、と問われることが、これまでに何度かありました。答えはYesです。誤解を恐れずにいえば「在外公館で働く日本人は『外交官』である」と考えて頂ければほぼ間違いはないかと思えます。ちなみに、私の赴任に当たり発給された旅券（パスポート）は緑色の公用旅券ではなく、茶色の「外交旅券」でした。

外交官の地位については「外交関係に関するウィーン条約」（1961年）や「領事関係に関するウィーン条約」（1963年）等によって規定されています。我が国は上記条約に即して「外務省設置法」、「外務公務員法」及び「外務職員の公の名称に関する省令」等を定めており、これらの中で外交官の階級等について定めています。例えば、外務省設置法第9条等において特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事等について、また外務公務員法第6条において参事官、一等～三等書記官、外交官補、副領事、領事官補、一等～三等理事官、副理事官、外務書記等について定められています（私の階級は一等書記官でした）。

赴任前の私にとって、「外交官」という言葉には、

極めて特殊な権限が認められた特権階級の人々、というイメージがありました。外交官の特権といえば、そう、例えば「**身体の不可侵（抑留・拘禁の禁止）**」（外交関係に関するウィーン条約第29条、領事関係に関するウィーン条約第41条）です。赴任国の法律に照らして犯罪に当たる行為を行ったとしても抑留・拘禁されることはないなんて、すごいことではありませんか。

ただ、実際には私が中国で罪を犯して逮捕されそうになるなどということは一度も無く、またそのような危機に陥った同僚がいるという噂を聞く機会すらありませんでした。結局、3年間の赴任期間中ただの一度も、この特権には全く縁が無かったこととなります。それに、どうやらウィーン条約では接受国が外交官に対して理由を示さずに国外退去を求めると（**ペルソナ・ノン・グラータ**）（外交関係に関するウィーン条約第9条、領事関係に関するウィーン条約第23条）が認められているようですので、もし本当に外交官が罪を犯したら逮捕はされなくとも国外退去処分にはなってしまうことでしょう。そのようなことがわかっていくにつれ、自分の中の「外交官」という言葉のイメージが、だんだんと近づきやすいものになっていきました。

## 2. 在外公館とは

外務省ホームページによると、「在外公館」とは、大使館、総領事館及び政府代表部の総称、だそうです。日本が外国と外交を行う上での拠点として、世界各地に200以上存在するそうです。在外公館は機構上外務省に属していますので、私はまず特許庁から外務省へと出向となり、日本で諸々の手続きを済ませた後に北京の在中大へ赴任することとなりました。

大使館、総領事館及び政府代表部はそれぞれ異なる機能を備えています。例えば大使館は基本的に各国の首都におかれ、その国に対し日本を代表するものであり、相手国政府との交渉や連絡、政治・経済そのほかの情報の収集・分析、日本を正しく理解してもらうための広報文化活動、法人の生命・財産の保護等を任務としています。在中大の内部の機構は以上のような各種任務を担当する政治部、経済部、広報文化部、領事部、そして総務部で構成されてい

ました。私が所属していたのは、このうちの経済部になります。

一口に在外公館といっても、その規模は公館毎に大きく異なります。小規模な公館としては全館員数が数名というところもあるようで、一方の在中大は日本人職員だけでも100人を超える極めて大規模な公館でした。小規模な公館では経済関連の業務を1人の館員で全て担当しなければならない一方、在中大では経済部に約30名の日本人職員がいました。小規模な公館はオフィスビル等の中に入居しているケースが多いと思いますが、在中大は独立した敷地の中に6階建てのビルが建っています（写真参照）。



在中国日本国大使館 外観

## 3. 在中大経済部について

ここでは、上述のように大規模な在外公館である在中大の経済部において、約30名の日本人スタッフがどのような役割分担で業務を進めていたかについて説明させて頂こうと思います。

### (1) 構成

まず約30名のメンバー構成について、私が赴任していた当時の状況を説明させて頂きます。この約30名のトップに立つのは経済部長で、外交官の階級でいいますと「公使」に当たる職員が代々務めています。経済部には部長以外にもさらに2人の公使がおり、この3名の公使を筆頭に8人の参事官と20人超の書記官、という構成になっていました。

中国の目覚ましい経済発展を受けてか、ここ何年にもわたって、徐々に人数は増え続けているようです(私のポストも、新設されたものでした)。

人数構成を出身組織別に見てみると、最も多いのは経済部長をはじめとした生え抜きの外務省職員です。一方で他の省庁から出向している職員も多く在籍しており、例えば経産省からは私以外に本省から3名の出向者(公使1名、参事官1名、書記官1名)がいて、計4名で独自の指揮系統を組んでいました。また財務省(国税庁・税関を含む)からも5名の出向者がいたほか、農林水産省、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、公正取引委員会、環境省、内閣府、裁判所、……という具合に、出向者を出していない官庁を探すのが難しいといっただよほどの状況でした。まさに在中大経済部は霞が関の縮図、いわば「小霞が関」であったといえるでしょう。また、省庁以外にも、例えば日本労働組合総連合会等、民間の組織からの出向者も在籍していました。

## (2) 各職員の業務分担

当然ながら、人数規模が大きいほど業務は細分化されるわけですので、大規模公館では1人あたりの所掌範囲は比較的狭く専門的なものになります。在中大経済部の各職員は、経済部として一つの大きな指揮系統のもとに動くことも時にはありますが、基本的には各々が自分の担当する業務を独自に進めていました。例えば私の担当は経産省関連の業務(特に知財関連ですが、その他の分野もいくつか)でした。以下、どのようにして各職員の担当業務が決まっていくのかをご説明したいと思います。

### ① 各省庁との関係

最もわかりやすいのは、在中大経済部が、日本の各省庁からの依頼に基づいて何らかの業務を行う場合です。こういったとき、基本的に当該省庁からの出向者がその業務を行うこととなっていました。例えばある省庁Aが自らの所掌に関わる何らかの業務(中国政府への伝達等)を在中大の職員に行ってほしいと考える場合、形式的には、省庁Aは外務省に当該業務の依頼をすることになります。これを受け、外務省から在中大に対して当該業務を行うよう指示が下りてきて、在中大において当該業務を所掌

としている職員aがそれを実施することになります。このようなときのために省庁Aは職員aを在中大に出向させており、つまり職員aは実は省庁Aからの出向者であるという構図になっているわけです。なお、実際に業務を進める上では、常に外務省を介してやりとりをしなければならないというわけではなく、省庁Aと出向者aとの間で細かな連絡を取り合うことが多々あります。

### ② 日系企業等との関係

では、日系企業・組織・個人等からの依頼に基づいて業務を行う場合は、誰が担当すべきでしょうか。これについては、各省庁の所掌を考慮しつつ、時には職員同士で相談をしながら決めていました。特許庁での勤務の中では、他省庁の職責について考える機会があまりなかったので、上記のように業務担当者を相談ことは毎回大変良い勉強になりました。

例えば日系企業からの相談の場合、まずは当該企業が属する業種を所管する省庁からの出向者が担当するのが通常です。業種を所管する省庁とは、例えば銀行であれば財務省、製薬メーカーであれば厚生労働省、食品メーカーであれば農林水産省……といった具合です。また、相談の内容に鑑み、当該時間を担当すべき省庁からの出向者が担当するという場合もあります。例えば徴税関係のトラブルであれば金融庁、税関関係のトラブルであれば税関、そして知財関係であれば特許庁……といった具合です。

複数の職員が1つの事案に対して別々の角度から関与することも考えられます。例えば、ある日系企業Xの工場が、中国政府が定めた環境保護基準に違反したという理由で、中国政府から操業を停止するよう勧告されてしまい、当該勧告を撤回するよう中国政府に働きかけてもらえないかという相談が在中大に寄せられたとしましょう。この場合、経産省からの出向者と、環境省からの出向者が、相談しながら対応するということが考えられます。経産省の基本的な考え方は、産業を振興する立場から、なんとか中国政府にその勧告を撤回させたいというものになるでしょう。一方、環境省の基本的な考え方が、環境問題を解決するために日中政府間協力を推し進めるといえるものであるとすると、このケースでは必ずしもXを支援すべきではないという立場になりそ

うです。そこで、経産省・環境省双方の立場から、中国政府の処分に理不尽な点は無かったか、日本企業の言い分は妥当か、等を総合的に考慮した上で、在中大としてできることを考えていくことになろうかと思われれます。

### ③中国政府との関係

中国政府との関係で生じる業務、というものもあります。例えば、中国政府が行った発表等の情報を日本に伝達することや、中国政府からの各種申し入れを日本政府の適所に伝達すること等です。

この場合、中国政府も日本政府と同様に様々な政府機関の集合体なので、その中国側政府機関のカウンターパートに当たる日本側の省庁からの出向者が対応することになります。日中両国の政府機関の対応関係がわかりやすい例として、例えば中国外交部（「部」は日本の「省」に相当）と外務省が挙げられます。

ただ、全ての場合においてこのように明確な1対1対応が把握できるわけではありません。複雑なケースにおいては、事案の性質等に鑑みて担当すべき者を考えることになります。

## 4. 在中大経済部で経験した業務

ここでは私が在中大経済部で経験した以下のような業務の内容について、もう少し具体的に紹介させて頂こうと思います。

- (1) 政府間協議の調整
- (2) 日系企業との交流
- (3) 出張者対応
- (4) 外交官同士の交流
- (5) レセプション開催

上記の(1)～(4)は基本的に経産省からの出向者4名の指揮系統に従って進めた業務、(5)は在中大経済部全体で進めた業務になります。

### (1) 政府間協議の調整

経産省は、中国の商務部や工業・情報化部、国家発展・改革委員会、さらには中国共産党等との間で、各種の会合や共同事業等を行っています。これらを進める上での各種連絡や調整を在中大が仲介しており、私たち経産省からの出向者が担当していま

た。会合には、上は大臣級から下は実務者級まで実に様々なレベルがあり、特に実務者級のものともなると分野・内容が様々です。私が主に担当したのは、知財のほか、化学産業やサービス貿易に関する実務者級の政府間協議等でした。日中政府間で会合を開催するという構想が持ち上がると、まずは経産省の担当者と中国側の担当者との間で日程や開催地、出席者等について議論を重ねていく必要があります。そういった具体案を打診する文書等をまず日本側から我々が受け取り、適宜翻訳した上で中国側へ送付し、電話で回答を督促する等していました。中国側とのやり取りは英語でできるときもありますが、多くの場合は中国語でやる必要があるため、在中大の中国人スタッフに翻訳・通訳をしてもらいながら進めました。

ここでは、日本と中国の文化の違いに大いに悩まされました。中国ではトップダウンの統制が極めて厳しく運用されており、上層部の意向は絶対です。そのため、例えば会合の日程や出席者、内容等について、事務レベルで何か月も前から詰めていたとしても、直前になって中国側上層部の鶴の一声で大幅な修正を求められることがままあります。中国側の事務レベルはそういった状況に慣れているせいか、直前になるまで本腰を入れて計画を詰めない傾向があります。ですから、日本側が何か月も前から計画的に詳細を詰めようと問い合わせ等をしたとしても、中国側からはそれに対する回答が中々もらえません。そのため、日本側からは「先日の提案に対する中国側の回答はまだか？」などとせっつかれ続け、中国側に督促を繰り返すものの中々回答がもらえず……というようなことを幾度となく経験することとなりました。

なお、中国以外の国、特に発展途上国を相手とする業務に従事している方からお話を伺うと、皆さん同様のご苦労を経験されているようです。日本と中国、グローバルスタンダードに近いのはむしろ中国の文化なのかも知れません。

### (2) 日系企業との交流

上記のとおり、日系企業から相談を受ければ、何らかの対応を行うことになります。相談の内容は、アドバイスを求めるものであったり、中国政府への働きかけを依頼するものであったりします。また、

例えば日本から本社の会長・社長が出張する際に大使や公使を表敬訪問したい、自社が主催するイベントに来賓として大使や公使に出席してもらいたい、といった要望もあります。

逆に、在中大から日系企業に質問や願いをすることもあります。例えば日本からの出張者（経産省職員や、時には政治家等）に工場を見学させてもらえるようお願いするとか、在中大が主催するレセプション（後述の（4）参照）への出展をお願いする等です。

上記のような交流をスムーズに行うため、日系企業の現地駐在員の方々と日頃から親交を深めておくことは極めて重要です。中国では各都市においてそれぞれ独自に日系企業が商工会的な組織を形成していますが、北京におけるそういった組織にあたる中国日本商会は意思決定機関である理事会に加え様々な業種別の部会からなっており、それらがいずれも月例で会合を行っているのです。大使館員が手分けして各会合に誰かしら参加するようにし、大使館としての情報発信を行うとともに交流を深める場としていました。

なお、知財に関する相談については、多くの場合JETROと連携して対応をしていました。JETRO北京事務所知的財産権部には特許庁からの出向者が2人駐在していましたし、他のスタッフも経験豊富な方々でしたので、大変心強かったです。特に、知財に関心を有する現地日系企業による組織である中国知的財産権問題研究グループ（中国IPG）との交流は完全にJETROに頼り切りという状態でした。

### （3）出張者対応

経産省の職員が日本から中国へ出張してくるとなれば、その出張者のためのお世話をする必要があります。主に宿や車の手配等、事務的な面からの支援をすることになるのですが、出張者の立場（ランク）によって業務内容が全く変わってきます。以下に代表的な例をいくつか挙げます。

#### 例①出張者が課長補佐級である場合

課長補佐級の出張者が、中国政府との何らかの調整や、中国で開催される国際会議への出席のため、1～2名で出張してくるときがあります。このような場合、他の日本人駐在員の力を借りるとい

はあまりなく、基本的に自分1人で対応することになります。基本的には宿の手配（予約代行）をするほか、内容によっては用務に随行することになります。

#### 例②出張者が課長級である場合

課長級の管理職の出張となると、出張者の数は3名以上という場合も多くなります。この場合もやはり自分1人での対応が基本です。対応の内容として大きく変わるのは、車の手配を要する場合があります。空港からの送迎や、市中の用務先へ、大使館車を派遣できるよう手配します。大使館車の運転手はみな中国語しか話せないのので、当日は自分も同乗して運転手に行先を指示したりします。経産省から現地に駐在している他の駐在員（大使館のほか、JETRO等の組織の事務所への赴任者を含む）との会食をセッティングすることもよくあります。

#### 例③出張者が局長級である場合

局長級の出張となると、出張者の総数は5人以上にはなるでしょうか。特許庁長官はこのケースに該当するとお考えください。こういった場合、駐在員側も2～3名が協力して諸々対応を進めることになります。空港まで駐在員自身がお出迎えに参りますし、市中の移動も当然に車を手配します。滞在期間中、何らかの会食を設定する機会が多く、相手は中国政府であったり、現地日本企業であったり、経産省からの出向者のみであったりと様々です。

#### 例④出張者が経済産業大臣である場合

経済産業大臣の出張となると、出張者の数は総勢で30名ほどにもなります。現地側では、何週間も前から大使館のみならず他の組織の駐在員まで一堂に会して対応を協議することになります（北京には、大使館、JETRO含め計10名の駐在員が経産省から派遣されていました）。大臣のご予定や会場の情報のみならず、大臣の食事の好き嫌いや興味あるお土産等までも本国側から聞き取り、用務地やホテルの写真・見取り図、レストランや土産物店の紹介資料を作成し、これを本国と相談しつつ当日の動線を検討します。ホテルでは大臣及びその他の経産省出張者の宿泊する部屋のほか、事務作業用の部屋、大臣

が勉強をされる部屋等まで確保し、結果的にフロアが貸し切り状態になったりします。空港では貴賓室を手配し、ご出張当日は大臣のご到着を大使に出迎えてもらったりします。何台の車を用意して、どの車のどの席に誰が座り、何時何分に空港を出発して何時何分にホテル到着予定、といった計画を事細かに資料に書き起こし、ぬかりなく詰めます。大臣の滞在期間中、駐在員側は誰か1名を常に大臣の傍に付き添わせ（この職員をリエゾンと呼びます）、当日急に発生したスケジュール変更等について関係者に素早く連絡できる体制をとります。

私は2014年11月に、APEC貿易大臣会合に出席するため北京に出張された宮澤大臣の対応を経験しました。他の駐在員や東京の経産省職員たちが、細かな点まで遺漏のないよう多くの人手を割いて手配りする様は、それまで全く目にする機会が無いものだったので、大変勉強になりました。

#### 例⑤出張者が総理大臣である場合

総理大臣の出張となると、これは私も正確には把握できていないのですが少なく見積もっても100人以上の日本人が現地に移動してくることになるのではないのでしょうか。現地側の体制としては、外務省主導のもと、大使館が全館体制で当たることとなります。何か月も前からホテルとの交渉は開始され、総理到着の数日前からそのホテルの大広間を貸し切って机・PC・プリンタ等を運び込み大規模な作業部屋とします。大使館に勤める全館員が総がかりで対応しても手が足りないので、近隣の在外公館からも応援要員を出張させて対応に当たられます。総理ともなると一緒に出張して来られる方々も軒並みハイランクで、それぞれ総理とは別の場所で用務をこなす必要があったりもするので、別行動される各出張者にもそれぞれ数名単位の担当グループを割り当て、諸々調整をさせたりします。

2014年11月、APEC首脳会合に出席するため安倍総理大臣が北京に出張されました。上述のとおり同時期に宮澤経産大臣も北京入りしていたため、私を含めた経産省からの出向者たちはそちらの対応に追われており、安倍総理対応には組み込まれていませんでしたが、総理対応がどのように進行するのかを横目に見ることができたのは貴重な経験だったと感じています。

#### 例⑥出張者が皇族である場合

上記の総理対応までもで出るところまで出尽くしたと思われたかもしれませんが、さらに皇族のご出張への対応というものも存在します。この場合、おそらく宮内庁も重要な関係者となることでしょう。

あいにく私の駐在期間中に北京で皇族の方をお迎えするという機会はありませんでした。ですので、そのようなときにどのような体制でどのような対応がなされるのか、全くわかりません。ただ、さぞかし大がかりな陣容となるであろうことは想像に難くありません。

#### (4) 外交官同士の交流

中国との交流を重要視しているのは何も日本ばかりではありません。他の国も、多くの外交官やその他の政府職員を北京に駐在させていました。そのため、駐在員同士で連絡を取り合う機会が設けられており、ここで形成されたネットワークを維持・活用することが重要な業務の一つとなっていました。

私は主に知財担当の駐在員たちと交流していました。2～3か月に1度くらいの頻度で集まり、各国が中国政府との間で進めている事業等の紹介や、見聞きした知財関連の情報を共有しました。どの国も対外秘の情報は話していなかったと思いますが、お互いに他国が中国との間で進めている事業等について公開可能な情報を聴取できるだけでも大きなメリットがあり、有意義な会といえました。このような連携をベースに、複数の国の外交官で協働して中国政府機関との意見交換が行われたこともありました。

当然、中国において知財に関する活動を活発に行っている国の駐在員は話すことがたくさんあるわけですが、そうでもない国はひたすら話を聞くばかりになってしまいます。後者のようなスタンスの国があまり多いと、今後は活発に発言する国のみで集まろうという話になってしまうかも知れません。そういった形で日本が外されてしまうことのないように、私は情報の聴取に注力するばかりでなく、積極的に発言して日本の知見や成果をPRするように意識していました。

このとき痛感したのは英語の重要性です。というのも、上記の知財担当駐在員間の共通言語は英語で

あり、駐在員の多くはネイティブスピーカーかそれに準ずる英語力の持ち主だったからです。私の英語力ですと、1対1での意思疎通は時間さえかければ何とかできましたが、欧米人同士がネイティブのスピードで専門用語を使って会話を始めたりしたときには聞き取るのが大変でした。加えて、日本人である私にとっては中国で英語に磨きをかけるという事は、中々困難でした。中国語の勉強に時間を取られてしまったために英語までは手が回らなかったという面もありますし、周囲には英語の学校に通っているという日本人もおらず情報が入ってこなかったからです（おそらく英語教育を日本語で行う学校は無かったのではないかと思います）。以上のような経験から、赴任を終えて帰国して以後、遅まきながら改めて職場の英語研修を受けることにしました。

#### (5) レセプション開催

日本国内ではあまり意識をすることは無いと思いますが、いずれの国も自国にとっての「国家の日」(National Day) というものを定めているようです。そして、外交使節団は、National Dayを記念してレセプションイベントを行うことがよくあるようです。我が国は天皇誕生日をNational Dayと位置付けており、各在外公館は現地国政府や他国の外交官等を招いて、天皇誕生日を祝賀するレセプションを行っているようです。在中大でもそのようなレセプションを毎年行っていました。なお、開催日は厳密に天皇誕生日当日というわけではなく、それに先立つこと1か月ほど前までをも見据え、諸事情を考慮して最も適当な日が選ばれていました。

在中大が主催するレセプションでは、来場されたお客様に対して食事を提供するほか、各種日本製品を展示し、日本文化のPRに努めました。車、化粧品、日本食、日本酒、電化製品、日本への旅行のパネル展示等々、現地に進出している日系企業の方にご協力を仰ぎ、盛大に執り行いました。ここでは経済部の各官員が各々の出向元の所掌に則って、担当となる業種の日系企業に協力を依頼しました。私は経産省が所管する業種ということで自動車メーカーの皆様にお願ひし、自動車の展示を行っていただければようお願いするとともに、展示位置の画定や設置時間の調整等を行いました。

## 5. 余談 酒を介したビジネス慣習の現状

「中国人と仲良くなるには、一緒に酒を飲むのが一番だ。だから、駐在員にとって一番重要な仕事は、中国人と酒を飲むことだ。」という話を聞いたことがある方もおられるかと思います。全くの余談ながら、この考え方にまつわる最近の状況をご報告させていただきます。

この考え方には確かに一理あり、多くの中国駐在経験者から長らく支持されてきたものでもあります。特に、何年も前に駐在した経験をお持ちの方ほど、思い当たるところがあることでしょう。このような文化が中国で醸成されてきたのは、友人との関係を重要視し、友人に関する事は他の物事よりも優先して行うということが、中国人にとっての美德であり、礼節の表現の仕方であると考えられてきたからではないかと思えます。これは、相手が中国政府の職員であっても全く当てはまる話です。

ちなみに、中国の酒というと紹興酒をイメージされる方が多いかと思いますが、紹興酒というのは中国では一部の地域（浙江省紹興市の周辺）を除いてあまり一般的な酒というわけではありません。ではどういった種類の酒が最も一般的かという点、「白酒」(バイジュ) と呼ばれる無色透明な蒸留酒です。白酒の度数は物によって様々ながら、低いものでも38度程度という強い酒で、これをストレートで一気に飲み干すのが流儀です。大きな酒器で飲んではいちまちま参ってしまうので、白酒用に作られたごく小さな杯を用いるのが通常です。それでも、勧められるままに白酒を飲むと、かなり酔ってしまい辛いのですが、相手の勧めに応じる気概を見せることによって距離がぐっと縮まるというわけです。

ところが近年、中国政府は職員の綱紀肅正を推し進めており、中国政府職員と共に白酒を飲んで親交を深めるということは極めて困難となってきました。我々からの会食のオファーに対して、中国政府側が中々応じてくれなくなってきているのです。というのも、組織内でそういった方針が示されているということもあるようですし、もしそれに反して会食に応じたことが明るみに出たらたちまち癒着の疑いありとして失脚してしまいかねいからです。これまで実際に数多くの政府職員が検挙されていることから、彼らが明日は我が身と思ってしまうのも無理

はありません。

そういったわけで、お酒を通じて中国側のカウンターパートと仲良くなるというミッションは、残念ながらほとんど達成することができませんでした。私にとって、白酒とは、主に日本に帰任する同僚の送別会で飲むものでした。適量を心掛けないと大変辛い目に会う、ということには何ら変わりありませんでしたが……。

## おわりに

以上、雑多な内容で恐縮ながら、諸々書かせて頂きました。私が北京で経験したことにつき、雰囲気なりとお伝えすることができたらと思っております。特に在中大経済部「小霞ヶ関」的な一面は、特許庁職員が出向する先としては他に中々ないものではないかと思っております。どなたかの参考に資するものとなりましたら幸いです。

私の北京赴任に際しご支援頂いた実に多くの皆様に厚く御礼を申し上げまして、筆を置くこととしたいと思います。最後までお読み頂いた読者の皆様にも厚く御礼申し上げます。

## profile

袴田 知弘 (はかまた ともひろ)

平成16年4月 特許庁入庁  
(特許審査第一部自然資源(都市・地域基盤))

平成20年4月 審査官昇任  
情報システム室情報技術調査班、特許審査第一部アミューズメント、カリフォルニア大学サンタバーバラ校、経済産業省製造産業局模倣品対策室、在中国日本大使館経済部を経て、平成29年4月より現職